

広葉樹林再生事業実施基準

制定 平成28年 3月18日 森-3207

改定 平成30年 3月30日 森-3173

第1 趣 旨

この実施基準は、豊かな里山林整備事業のうち、広葉樹林再生事業（以下「事業」という。）における森林再生調査や森林再生整備の実施に関し、豊かな里山林整備事業実施要領に定めるほか、事業の適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2 内 容

1 森林再生調査

(1) 現況調査

以下の事項を実施のうえ森林再生調査書（様式任意）にとりまとめるものとする。

ア 現地調査 本事業計画地にて、森林所有者の把握及び特定作業を行い、同意書（様式第1号）の提出を得る。

イ 植生調査 「広葉樹林再生の手引き」を利用のうえ、本事業計画地における植生に関する情報の把握に努め、植生図を作成する。

ウ 土壌調査 「広葉樹林再生の手引き」を利用のうえ、本事業計画地における土壌に関する情報の把握に努め、土壌硬度、排水性、保水性及び土性について判定する。

エ 区域測量 測量野帳（様式第2号）及び施業図（様式第3号）を作成する。ただし、他の成果品が存在する場合は必要としない。
本事業計画地の区域外周をポケットコンパス等により測量する。測量野帳を基に整備したうえで、縮尺は1ha未満を1/1,000、1～5ha未満を1/3,000、5ha以上を1/5,000とし実測図面を作成することとする。

面積の計測はプランメーター等を用いて算出するものとする。除地（1箇所0.01ha以上）あるときは測定の上施業図に図示し、差し引いたうえで面積数値を小数点第2位まで単位はヘクタールにて算出することとする。

(2) 再生手法及び管理手法の検討

以下により検討委員会を開催し管理手法について検討するものとする。

ア 検討委員会 現況調査及び周囲測量結果を基に作成した森林再生調査書によ

り、再生手法について議論する検討委員会を開催する。実施会場規模、人数及び委員の任命については事業実施主体の判断として構わない。

(3) 森林再生基本計画の策定

以下により検討結果を基に基本計画を策定するものとする。

- ア 基本計画 検討委員会の結果を取りまとめ、広葉樹林再生基本計画書（様式任意）を作成する。計画地における課題を明らかにしたうえで広葉樹林の再生に関する構想及び詳細についての実施計画を記載する。「広葉樹林再生の手引き」を利用のうえとりまとめるものとする。

2 森林再生整備

(1) 植栽

事業実施主体は、植栽の実施にあたっては、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 基本的な考え方

(ア)植栽基盤の確認

植栽基盤となる土壌が劣悪と判断される場合にあっては、「広葉樹林再生の手引き」を利用のうえ、客土、耕耘、土壌改良材の施用、肥料の施用により植栽可能な土壌へと改良させる。

(イ)植栽方法

「広葉樹林再生の手引き」を利用のうえ、植栽するものとする。植栽間隔等については設計内容及び仕様に基づき実施する。

イ 実施管理

(ア)出来形管理

10m×10mの標準地を設定し、植栽本数を管理する。標準地の位置を記載した施業図及び森林計画図、さらに標準地内の樹種別の位置を記載した見取り図を作成し出来形管理表（様式第4号）に添付し保管するものとする。

標準地の設置箇所数及び管理規格値は次表のとおりとする。

整備面積	設置箇所数	出来形管理規格
1 ha 未満	2 箇所以上	植栽本数：設計数値以上
1 ha 以上 3 ha 未満	3 箇所以上	苗木規格：設計数値以上
3 ha 以上	4 箇所以上	

上記管理方法が適正でないと判断される場合は次表の方法によって管理して構わないものとする。なお出来形管理表は任意の様式で構わないものとする。

植栽本数	管理本数	出来形管理規格
200 本未満	本数の 5 % 以上	植栽本数 管理本数以上 苗木規格： 設計数値以上
200 本以上 500 本未満	本数の 4 % 以上	
500 本以上	本数の 3 % 以上	

(イ)写真管理

写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・ 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）

b 品質管理

- ・ 施工中の状況

c 出来形管理

- ・ 施工前及び施工後の写真
- ・ 標準地の設置状況（標準地設置時のみ）

d 安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

e 撮影基準

- ・ 施工前及び施工後の状況 2 ha 毎に 1 箇所以上
- ・ 標準地の設置状況 設置箇所数（標準地設置時のみ）
- ・ 植栽木の状況 樹種毎 1,000 本に 1 箇所以上

(2) 下刈

事業実施主体は、植栽後の維持管理としての下刈の実施にあつては、次項に従つてこれを実施しなければならない。

ア 基本的な考え方

(ア)下刈方法

「広葉樹林再生の手引き」を利用のうえ下刈するものとする。

イ 実施管理

(イ)出来形管理

適切な切高であることを出来形管理写真として撮影する。

(イ)写真管理

写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・ 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）

- b 品質管理
 - ・ 施工中の状況
 - ・ 生分解性オイルの使用状況
- c 出来形管理
 - ・ 施工前及び施工後の写真（原則同一構図）
- d 安全管理
 - ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
 - ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況
- e 撮影基準
 - ・ 施工前及び施工後の状況 2 ha 毎に 1 箇所以上

(3) 追肥

事業実施主体は、植栽後の維持管理としての追肥の実施にあたっては、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 基本的な考え方

(ア)追肥方法

植栽木根張りの外側に点状、半円状又は輪状に深さ 3～10cm の穴又は溝を掘り、溝の中に肥料を散布し、よく覆土するものとする。

イ 実施管理

(イ)出来形管理

適切な散布状況であることを出来形管理写真として撮影する。

(イ)写真管理

写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

- a 施工箇所
 - ・ 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）
- b 品質管理
 - ・ 施工中の状況
- c 出来形管理
 - ・ 施工前及び施工後の写真（原則同一構図）
- d 安全管理
 - ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
 - ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況
- e 撮影基準
 - ・ 施工前及び施工後の状況 2 ha 毎に 1 箇所以上

なお、上記基準が適切でないと判断される場合は以下の基準により実施してもよい。

200 本未満は実施本数の 5.0%以上

500 本未満は実施本数の 4.0%以上

500 本以上は実施本数の 3.0%以上

3 普及啓発

(1) 事業実施主体は、普及啓発の実施にあたり、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 実施方法

内容が普及啓発の目的に合致することを十分確認のうえ実施するものとする。

イ 実施管理

(ア)出来形管理

看板について寸法規格等適切な管理のもと実施しなければならない。

寸法規格等の管理規格値は設計数値以上とする。

(イ)写真管理

写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・ 全景

b 品質管理

- ・ 施工中の状況

c 出来形管理

- ・ 施工前及び施工後の写真

d 安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

e 撮影基準

- ・ 看板基数毎に 1 箇所以上とする。

第3 その他

自然環境に最大限配慮するため、草刈機等に使用する潤滑剤はエコマーク認定の自然分解性オイルを使用するものとする。

第4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則 この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。